江東区保健所生活衛生課
令和5年1月19日改正

循環式浴槽における衛生管理基準

「江東区公衆浴場法施行条例（令和3年10月21日改正）」「江東区公衆浴場法施行条例施行規則（令和3年12月1日改正）」
「江東区旅館業法施行条例（令和3年10月21日改正）」「江東区旅館業法施行条例施行規則（令和3年12月1日改正）」

項目		細目	管理基準	浴場法関係条項	旅館業法関係条項
浴槽水	1	満杯保持	常時	条例4-1-(7)	条例7-1-(8)-ウ
	2	湯栓、水栓には、清浄な湯水を十分に補給	常時	条例4-1-(7)	条例7-1-(8)-ア
	3	換水し、浴槽を清掃	1回以上/日 （1回以上/週）	条例4-1-(8) （規則9）	条例7-1-(8)-イ （規則13）
貯湯槽	1	土ぼこりが混入しないよう、密閉状況、破損箇所の有無及び生物膜の形成などによる内部の汚れの状況等の確認のため点検	随時	条例4-1-(9)-ア	条例7-1-(8)-エ-(ア)
	2	内部の清掃・消毒は定期的に実施し、ぬめり等の汚れを除去	1回以上/年	条例4-1-(9)-ア 規則10-1	条例7-1-(8)-エ-(ア) 規則14-1
	3	湯の補給口から底部に至るまで60℃以上とする。困難な場合は、次の消毒方法に準じること。 (1)塩素系薬剤による消毒とその他の方法による消毒方法とを併用 (2)モノクロラミン消毒	常時	条例4-1-(9)-イ 規則10-2	条例7-1-(8)-エ-(イ) 規則14-2
	4	清掃・消毒・検査等の実施状況は、記録し保存	3年間	条例4-1-(12)	条例7-1-(8)-カ
調節槽	1	内部の汚れ等の状況について点検	随時	条例4-1-(11)	
	2	清掃・消毒は定期的に実施し、ぬめり等の汚れ除去	清掃:1回以上/年 消毒:1回以上/週	条例4-1-(11) 規則12	
	3	清掃・消毒・検査等の実施状況は、記録し保存	3年間	条例4-1-(12)	
循環式浴槽の管理基準 （※加温装置のみを経由させている場合や湯水を循環させて水流を発生させる装置を使用している場合も含む。）	1	逆洗浄等を行い、生物膜ろ材に付着した汚れを除去するとともに、内部の消毒	1回以上/週	条例4-1-(10)-ア 規則11-1	条例7-1-(8)-オ-(ア) 規則15-1
	2	配管は定期的に内部の消毒 （遊離残留塩素濃度：5～10mg/L以上を数時間、または60℃以上の高温水で数分から数十分間循環）	1回以上/週	条例4-1-(10)-イ 規則11-2	条例7-1-(8)-オ-(イ) 規則15-2
	3	集毛器の定期的な清掃 （消毒も望ましい）	毎日	条例4-1-(10)-ウ 規則11-3	条例7-1-(8)-オ-(ウ) 規則15-3
	4	塩素系薬剤により消毒を行い、遊離残留塩素濃度を、0.4mg/L以上を保持。これにより難い場合は次のとおり消毒を行い、レジオネラ属菌が検出されない水質を維持 (1)塩素系薬剤による消毒とその他の方法による消毒方法とを併用 (2)モノクロラミン消毒	常時	条例4-1-(10)-エ 規則11-4-(1) 規則11-4-(2)	条例7-1-(8)-オ-(エ) 規則15-4-(1) 規則15-4-(2)
	5	浴槽水に、レジオネラ属菌がいないか、定期的に水質検査を実施	1回以上/年	条例4-1-(10)-オ 規則11-5	条例7-1-(8)-オ-(オ) 規則15-5
	6	清掃・消毒・検査等の実施状況は、記録し保存	3年間	条例4-1-(12)	条例7-1-(8)-カ
循環式浴槽の構造基準 （※と同じ）	1	十分なろ過能力、ろ過器の上流に集毛器を設置		条例4-1-(35)-ア	条例11-(7)-カ-(ア)
	2	ろ材は、十分逆洗浄が行えるもの。困難な場合は、交換が適切に行える構造のもの		条例4-1-(35)-イ	条例11-(7)-カ-(イ)
	3	循環水の打たせ湯、シャワー等への使用禁止		条例4-1-(35)-ウ	条例11-(7)-カ-(ウ)
	4	浴槽からあふれた湯水の再利用禁止		条例4-1-(35)-エ	条例11-(7)-カ-(エ)
	5	入浴客の浴槽水の誤飲防止、飛まつの吸引等の事故防止構造		条例4-1-(35)-オ	条例11-(7)-カ-(オ)
	6	浴槽の循環水取入口の吸込事故防止構造		条例4-1-(35)-カ	条例11-(7)-カ-(カ)
	7	微小な水流を発生させる設備を設ける場合、点検、清掃及び排水を行える構造		条例4-1-(35)-キ	条例11-(7)-カ-(キ)
その他	1	貯水槽と調節槽は蓋付き構造		条例4-1-(36)	
	2	排水溝と排水ます等は耐水性、臭気防止、汚水漏出防止構造		条例4-1-(37)	
	3	釜の湯は、浴槽水と上り湯と混合しない構造		条例4-1-(38)	

浴槽水の水質基準（公衆浴場法施行条例）

	項目	基準	条項
1	濁度	5度以下	条例4-1-(6)-ア
2	過マンガン酸カリウム消費量	25mg/L以下	条例4-1-(6)-イ
3	大腸菌群数	1個/mL以下	条例4-1-(6)-ウ
4	レジオネラ属菌	不検出 （10CFU/100mL未満）	条例4-1-(6)-エ